

# 裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時 平成26年11月25日(火) 午後2時20分～午後4時20分  
場 所 仙台地方裁判所第2会議室(2階)  
出席者等 司 会 者 河 村 俊 哉 (仙台地裁第1刑事部総括判事)  
裁 判 官 渡 邊 英 敬 (仙台地裁第2刑事部総括判事)  
検 察 官 湯 川 毅 (仙台地検検察官)  
弁 護 士 阿 部 潔 (仙台弁護士会所属)  
裁判員経験者 7人  
(以下「1番」から「8番」と表記※「7番」は欠席)  
報 道 機 関 7人  
(河北新報社, 毎日新聞社仙台支局, NHK仙台放送局, 東北放送, 仙台放送, 宮城テレビ放送, 共同通信者仙台支社)

## 1. 本意見交換会の趣旨説明等

### 司会者

本日の司会を務めさせていただきます仙台地方裁判所第1刑事部の河村です。よろしくお願いたします。

ご存じの方も多いと思いますが、裁判員制度も今年5月でちょうど施行後5年が経ちました。ここ仙台でも、平成22年11月に最初の裁判員裁判があつてから5年が経ったところです。その間、県民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、概ね安定的に裁判員裁判が運営されてきたと思っております。

仙台でも約800名の裁判員、補充裁判員の方々に裁判員裁判に御参加いただいております。その中で、本日は比較的最近、この1年くらいの間に、裁判員裁判に参加されました裁判員経験者と補充裁判員経験者の方7名をお招きしております。

今後の裁判員裁判のより良い運営を安定させ、定着させていくためにも、実際に経験された裁判員あるいは補充裁判員の方の率直な御意見、御感想は貴重な財産となります。また、これから裁判員裁判に参加されるであろう県民の方々にとっても、実際に経験された方々の御意見、御感想が非常に参考になるだろうと思われまので、率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思っております。

本日の意見交換会の話題事項は、大きく分けて3つあります。1つ目は審理の分かりやすさについて、2つ目は量刑評議についてです。今回御参加の方々が担当された事件は、全て有罪判決でした。有罪を踏まえてどういった刑を決めるのか、量刑評議についての御感想等を伺いたいと思います。3つ目は裁判員裁判に参加されての精神的負担についての御意見、御感想等を伺っていきたく思っております。

## 2. 自己紹介

### 司会者

この意見交換会には、裁判員裁判を実際に経験された方以外に、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者も参加しております。順次自己紹介をお願いします。まず、仙台地方検察庁から湯川検察官が参加しております。

### 湯川検察官

御紹介にあずかりました湯川と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、現在仙台地方検察庁の公判部におりまして、昨年からは裁判員裁判等も担当させていただいております。今回参加していただいた経験者の方々の事件の半分程度は、実は私が主任をさせていただいたものです。その意味で、皆さんの率直な御意見をお聴かせいただけるのを楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 司会者

続きまして、仙台弁護士会から阿部弁護士が参加しております。

### 阿部弁護士

弁護士の阿部潔でございます。ここ1年程で言いますと、私は、他県での裁判員裁判は担当していますが、仙台地方裁判所での裁判員裁判の経験はございません。本日は、御意見、御感想等を伺って、今後弁護士会での活動に活かしていけたらと考えております。よろしくお願ひいたします。

### 司会者

仙台地方裁判所から渡邊裁判官が参加しております。

### 渡邊裁判官

仙台地方裁判所の渡邊と申します。これまで60件近くの裁判員裁判を担当してまいりました。裁判員制度施行後5年を経過したところですが、まだまだ発展途上の制度ですので、事件を担当するごとに課題が浮かび上がっていると

実感しております。

本日は経験者の皆様方の率直かつ貴重な御意見を伺いまして、実務に反映させていきたいと思い、この意見交換会に参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

## 司会者

それでは、本日参加していただきました方々に、番号の若い順番で、順次経験された事件の全般的な感想、印象を伺っていききたいと思います。

まず、1番の方ですけれども、参加された事件は、現住建造物等放火、いわゆる建物に火を付けた事件でした。起訴された事件そのものについては大きな争いはなく、どういった刑を決めるのか、いわゆる量刑を中心に審理された事件と伺っております。日数は、判決宣告を入れないと3日間の審理でした。実際の裁判が行われたのが今年の10月だったのでしょうか。

## 1番

裁判員として参加することが初めてだったので、刑を決めるという責任感みたいなものがとても多くありまして、自分達で最終的に妥当な刑を導き出せるのかという不安がとてもありましたし、そういったことを裁判官の方に質問して、いろいろと説明していただきました。

集まった他の裁判員の方々もとても真剣に評議をして、最終的に刑を決めるところまでたどり着けました。とても良い経験ができたと思っております。

## 司会者

2番の方が審理した事件は強盗致傷事件で、事案の概要としては、ショッピングセンターの近くにあるATMで現金を引き出した後の被害者に暴行を加え、バッグ等を奪い、その際、怪我を負わせたという事案だったと思います。起訴された事件そのものについては大きな争いはなく、どういった刑を決めるのかという量刑が中心となった事件だと思えます。全般的な感想を伺えればと思います。

## 2番

私は、この裁判で、被告人がすごくかわいそうな環境にあって、こんな事件を起こしてというのが最初の印象です。そんな中で、被害者の証人尋問の話を聞いたときに、ああこういう被害者がいるのだと気づき、刑を決めるときには、被告人と被害者の両方の立場を考えるとというのが非常に良い経験だったというふうに感じました。

## 司会者

1番、2番の方がそれぞれおっしゃっていた刑を決めるに当たっての感想等については、また、この後具体的に少しずつ伺っていききたいと思います。次に、3番の方ですが、審理をしました事件が強姦致傷事件でした。女性に対して、確か

ナイフを示して脅かして強姦しようとしたけれども、途中で犯行が終わり、強姦については未遂で終わったけれども、その際に怪我を負わせたという事件だったと思います。この事件についても、起訴された事件そのものについては、大きな争いがなく、どういった刑を決めるのかといったところが中心だったと思います。これにつきまして、振り返ってみて、全般的な感想等を伺いたいと思います。

### 3番

まず最初に、私は、裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。選任手続の会場に来ましたら、30名位から6名が選ばれるということで、選ばれないだろう、終わったらすぐ帰ろうと思い、アンケートを書いてましたら、選ばれました。審理する事件が、強姦ということで、殺すぞと脅して、相手が怯んだ隙にということで、これが初犯だから刑が軽くて良いのかなと、量刑を決めるときに悩みました。

### 司会者

次に4番の方ですが、3番の方と同じ事件を担当されました。経験されての全般的な感想、印象を伺いたいと思います。

### 4番

まず最初に、皆さんもそうだと思うのですが、裁判員に選ばれるとは全く思っていなかったもので、すごくびっくりしたのと、普段からそそっかしくてあまり深く物事を考えるほうではない私が、こんな大変な事件を皆さんと一緒に進めていくことができるのだろうかという不安がすごくありました。

### 司会者

最初は不安だったという感想でしたけれども、裁判員を経験してみても不安なままだったでしょうか。

### 4番

いざ入ってしまうと、自分一人ではないので、皆さんとチームを組んでやっているという感じを受けたので、そういう意味での不安は全くなかったです。

### 司会者

次に5番の方ですが、事件は、傷害致死事件で、同居していた内妻に対して、包丁を使って刺して死亡させてしまったという事件だったと思います。被告人が、起訴事実とは違いますが、自分が刺したのではなくて、包丁を持っていた内妻が倒れる際に刺さってしまったという主張をしていた事件だったと思います。

### 5番

裁判員に選ばれたときには大変戸惑いを感じましたが、参加してからは、本日

の司会の河村裁判官が終始笑顔で、裁判員等を導いてくれましたので、とてもリラックスして臨めました。

一方、事件の内容というものは、私の人生の中では大きなショックでした。

その中で一番困ったこと、迷ったことは、被害者の女性の方はもう亡くなっている訳ですから、真実を知っているのは犯人しかいないということです。そうすると、被告人の言い分というのは、どんなふうにも言葉は作れるのだからなあということです。

それに対して、検察官、弁護人の方々がそれぞれ言い分を述べてもらった訳なのですが、裁判員等が目一杯想像力を発揮するしかなかった部分が確かにありました。実際にソファーから落ちたらどうなるのかとか、刺すときはこうなるのかとか、話し合いながら、状況というものを少しでも把握しようということで、大変重いものを感じました。それによって被告人が刑を受ける訳ですから、本当に今までの私の人生にとっても大変な経験であったということが全般的な感想です。

## 司会者

次に6番の方ですが、担当された事件は、傷害致死事件です。部屋の中で、友人と一緒に酒を酌み交わしていた際に、ゴルフクラブとか金属バットで相手を殴るなどして死なせてしまったという事件でした。

起訴された事件について、主たる争点が、実際に被告人が行った暴行によってどれだけの怪我が発生したのか、また、その発生した怪我と死亡が関係があるのか、法律用語で言うと因果関係があったのかどうかといったところが争点の事件だったと思います。

## 6番

裁判員になったと同時に緊張感がかなり出てきまして、結局、無知な自分にどれだけのことがここでできるのだろうかという不安がありました。裁判官の方をはじめ、担当の職員の皆さんが、リラックスできる環境を作ってください、また、落ち着いて物事を考えられる環境を整えてくださいました。

知識で足りない部分は、裁判官の方をはじめ、皆さんがいろいろ説明してくださった中で、ゆっくり考え、チームの中で意見を交換し、また、じっくり考えながら進められたと思います。裁判員のお仕事が終わった時点でどっと重圧がきましたので、裁判所にお勤めの方々が、一つ一つの小さな事件から大きな事件までを担当する中で、重圧を感じているのではないかなと思いました。やっぱり人の人生を左右するのだなと、判決が間近になればなるほど、これで本当に良かったのかなと、何度も自分に対して問いかけているところが多々ありました。結果としては、すごく大きな勉強をさせていただいたなと感謝しております。

## 司会者

最後に8番の方ですが、担当していただきました事件の内容が殺人未遂と銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件でした。争点の中心が精神障害の関係で、責任能

力があるのかないのか、殺意があるのかないのかといったところが争いのある事件でした。

## 8 番

私は、補充裁判員として選任されまして、御参加の皆さんよりも多分審理期間が長いと思うのですけれども、公判で6日間、評議で3日間、計9日間の裁判員裁判に参加させていただきました。司会者の方がおっしゃったように、犯行自体を、店内の防犯カメラが一部始終をとらえて、誰が見てもああそうだなと納得できたのですが、被告人が精神疾患を患っているのです、そのときの精神的なものに対して、弁護士及び検察官側の精神科のお医者さんがお二人それぞれのお立場で意見を述べられたのですけれども、人の心の持ちようとかどういう状態だったのかということについて、評議の中でも私自身が苦勞した部分の一つでした。概ねこの公判に関してはそのような印象でした。

## 司会者

審理の内容について、事件によっては、考えるに当たって非常に苦心された方もいらっしゃったようですし、また、選ばれたこと自体について、最初は戸惑い、あるいは不安感をお持ちになったという方もいらっしゃったようです。

順次、具体的に話題を進めさせていただきたいと思います。

## 3. 審理の分かりやすさについて

## 司会者

裁判員裁判につきましては、職業として日頃多くの裁判を担当している裁判官だけでなく、こういったことを初めて経験するであろう裁判員及び補充裁判員の方と一緒に結論を考えていくので、当然、審理が分かりやすくなければなりません。使われている言葉が難しすぎないか、日常使用する平易な言葉に置き換えられ、分かりやすいものになっているか、検察官あるいは弁護人の言っていることが、何を目指してやっているのか分かりやすくなっているか、法廷では検察官がどういう意見・主張なのか、それに対して弁護人がどういう意見・主張なのか、それを踏まえて行っている証拠調べが分かりやすいものになっているかという点について順次御意見を伺っていきたいと思います。

先程、8番の方が、精神疾患がテーマになっていた事件であったとおっしゃっていました。裁判官も医学的に素人であり難しいテーマではあるのですが、検察官、弁護人の法廷での訴訟活動を振り返って、分かりやすかったかという点について教えていただきたいと思います。

## 8 番

公判が始まりまして、検察官から、これからこういう趣旨で意見を述べたいとA3判の要約したものを、それに対して、弁護人からも同じように陳述の内容をまとめたものをいただきました。端的に感じたのは、検察官からいただいた資料が要約されており、ポイントをついていました。それに基づいて、検察官の説明を聞くと、なるほどなと理解できたのを覚えています。弁護人の出した資料がだめだというわけではないですが、焦点が少しぼやけているんじゃないかなと感じました。私達は素人なので、プレゼンの仕方について工夫があってもよかったかなというのが率直な意見です。

2人の精神科の医師が証人として供述しましたが、よく理解できたかと言われるとあまり理解はできませんでした。犯行の状況が防犯カメラに一部始終映っていましたので、それに基づいて、精神疾患ならば、こういう状態でなかったのかという意見を述べさせていただきます。

#### 司会者

先程、ポイントをついていたかどうかとおっしゃっていましたが、検察官及び弁護人が何を意図するのかということについて、ポイントをついてると分かりやすいという形になるのでしょうか。量が多いとか少ないとかということではなく、内容がポイントをついているかどうかで、分かりやすくなるというご趣旨ですか。

#### 8番

そうです。

#### 司会者

精神科医が2人出てきた事件ですが、検察官の主張に添う形での証人としての医師と、弁護人の主張に添う形での証人としての医師が2人出てきて、それぞれ違う意見を述べているので、裁判所としては、どちらの医師の言っていることが信用できるのかと判断することになる訳ですが、理解できなかったのはどの部分ですか。

#### 8番

ある病状を理由として無罪とする弁護人の主張に対し、検察官は別の病状であるからと反対の意見を主張していました。責任能力を判断するに当たって、防犯カメラに、被告人の行動がずっと映っているので、その被告人の動き、動作等を見て、判断しました。どういった点がわからなかったという点については、精神的な疾患に対しての、専門家の医師の説明が私はあまり理解できませんでした。

#### 司会者

6番の方については、法律用語である因果関係が争点になった事件を担当された訳ですが、因果関係の法律概念を理解するに当たって、分かりやすかったかどうか、検察官及び弁護人の訴訟活動についての意見をお願いします。

## 6番

怪我ややけどというのがあったのですが、弁護士側及び検察官側の分かりやすい資料で、すぐにあっそうなんだと理解はできました。ただ、病気の話が出てきて、それについては、証人の医師の説明を聞いて、頭ではその場で理解しましたが、納得していない部分が自分の中であって、後で、意見交換のときに皆さんの意見を聞いたり、みんなで先生の話をおさらいしたりして、外傷性のものがかかり寄与しているなということによって理解しました。話自体は分かりやすかったです。

## 司会者

怪我が一箇所だけでなく、多数あって、目に見える怪我と体の中の怪我とがあって、暴行の態様にしても、本人が自分で転倒したときの怪我なのか、それから飲酒や睡眠薬服用の影響がどこまであるのかとさまざまな点が問題としてあった事件でした。検察官や弁護士が何を言おうとしているのかということについて、分かりやすかったですでしょうか。

## 6番

よく聞いていけば分からないことはないかなと思います。双方の話を聞いて、ここここが争点なんだということが見えてきました。それ以降がかなり難しかったと思います。

## 司会者

どこの部分が双方の意見が違うのか分かってきたけれども、その部分をどう判断していくのかというのが難しかったということでしょうか。

## 6番

そこはチームで意見を述べながら、比較的自由に、私自身も意見を述べさせていただきましたし、資料は十分に調べていたので、冷静にみんなで判断できたと思います。

## 司会者

2番の方の事件については、全体として争いはなかったのですが、事件に至る経緯についていろいろ話題に出ました。それについて、検察官及び弁護人の主張、それを前提とした証拠調べの分かりやすさについて何か御意見はありますか。

## 2番

印象に残っているのは、弁護士からの話で、病気で働けない環境にあったり、住民とのトラブルがあって、アパートを追い出されて、車で生活をしているということが強く印象に残っています。そんな中で、お金に困って、ついつい犯行に

及んだというケースだったと思います。

検察官の話で印象に残っているのは、10日前にも同じようなことをしているから再犯なんだという話です。

両方の話を聞いてみると、かわいそうな環境にはあるけれども、困ると同じようなことを繰り返す被告人だったなという印象を持っています。どちらも分かりやすかったです。

#### 司会者

5番の方が担当した事件については、被害者が死亡していることから、被害者の証人尋問ができない中で、被告人の話が中心になった証拠調べでありましたが、証拠調べは分かりやすかったですか。

#### 5番

検察官側及び弁護士側の主張はとても分かりやすいものでした。亡くなった女性が、口論の末、間違っって自分を刺してしまった、被告人が俺が刺したんだとそういうふうに消防署に通報すれば、いち早く救急車が来てくれるだろうと、亡くなった女性は正看護師でしたが、彼女の名誉を守る意味でも、俺が刺したと言ったんだと、自分はやっていないんだというように途中から被告人の供述が変わっていきました。複雑な様相を呈してきたなという感じでした。

状況証拠、太ももの傷の痕跡、カーペットの傷の状況等を見て、女性が間違っってそこまでの力で刺せるものかどうかという、修羅場になっていけば我々の想像は及ばないですが、そのことを検察官はきちんと説明してくれたことが分かりやすかったです。

#### 司会者

状況証拠は多すぎるとか、こういった点で分かりにくくなったとか、あるいはちょうどよいと感じましたか。

#### 5番

多すぎるということはありませんでした。ちょうどいいのかと言われると疑問ですが、私の理解を進めるためには適当であったかなと思います。取調べ状況のDVDを見た訳ですが、取調べのときの被告人の話しぶりとか態度を見ていると、とても違和感を覚えるというか横柄な態度でなかったかなと、そういったことも絡み合っって事件の全体像が見えてきたので、検察官が示してくれた証拠は私にとっては適当であったかなと思いました。

#### 司会者

1番の方について、親族の1人の方は証人尋問として、別の親族の方は事件についての気持ち、考えを語るという意見陳述という形で行ったのですが、意見陳述のやり方についての感想をお願いします。たとえば2人とも証人尋問の形が良

かったとか、今回のように、1人は証人尋問で、もう1人は意見陳述の方が聞いていて分かりやすかったとか、感想をお願いします。

## 1番

検察官，弁護人からは，審理が始まる前に，資料をいただき，今回の犯行の動機が家族に対する不満とか疎外感から犯行に及んでしまったということでした。

検察官から出された資料は，家族構成を図にまとめて，色も使ってすごく分かりやすかった印象があります。弁護人から出されたものは，箇条書きが多く，どういことを質問していくかのかは分かったんですが，それに対する質疑応答をメモ取るのに私自身一生懸命で，話をしている人の表情をもっと見ればよかったという思いと，被害者の意見陳述があったのですが，それに対しても質問したかったという声はありました。

## 司会者

3番，4番の方に伺いたいのですが，事件が性犯罪ということが関係していたかもしれないのですが，被害者の証人尋問をせずに，捜査段階で作成された供述調書を検察官が読んで，それを証拠にしたという形ですが，被告人の話は聞いて，被害者の尋問をしなかったことについて御意見，感想はありますか。

## 3番

被害者の年齢が16歳ということもあり出廷できなかったと思います。

## 4番

被害者が出廷しないというのは，事件が性犯罪ということもあり，同じ女性の立場として，2度と被告人と会いたくないという思いを感じましたし，被害者が被告人を是非死刑にしてくださいと言っているという検察官の言葉が印象に残っています。

## 湯川検察官

検察官としてもいかに分かりやすく証拠を出すかということが重要なテーマなんですが，6番と8番のお二方からは，専門家の証人に関していろいろおっしゃっていただきましたが，こんなことをしてもらえば分かりやすかったという示唆があればお願いします。

## 6番

専門用語が並んだときに何かなというのはありました。後で復習ではないのですが，もう一度話を聞く機会があればうれしかったかなというのはあります。専門用語をかいつまんで簡単に説明してもらったり，資料でいただくと助かります。

## 8 番

ディスプレイに表示して、かなり詳しく説明してもらいました。服用していた薬によっても症状はがらりと違うという双方の意見だったのですが、どういう説明をしてもらったら分かりやすかったかということについては、症例的に、こういう状態のときにこうですよと分かりやすい事例を挙げてもらい、それに伴って説明してもらおうと理解を深められたと思います。服用した薬も争点であったと思いますが、なかなか難しい問題だったなと今更ながら思っています。

### 阿部弁護士

先程、8番の方が弁護人の説明は焦点がぼやけていたのではないかとおっしゃられました。最初から最後までそうだったのか、最後の方になると、何を言っていたのか分かったのか、その点についてお聞かせください。

## 8 番

私の言葉足らずでした。最初の頃は、弁護人と検察官から提出された書類を見ると、目で見て分かったのは検察官が提出した書類でした。弁護人から提出された書類も内容をよく読み込み、弁護人の話を聞くと分かったんですが、視覚的に訴えるのが弱かったのかなと思います。最初から最後まで分からなかったということではないです。

### 阿部弁護士

6番の方は、よく話を聞いていると、双方の主張が分からないことはないというお話でしたが、争点がどこかという点を意識したのはどの段階からですか。冒頭陳述あたりから、証拠調べを聞いているところで漠然とここが争いがあると分かったのか、最後になって分かったのか、どの段階で分かりましたか。

## 6 番

弁護人及び検察官から資料を渡された、冒頭陳述の段階で、因果関係が争いになっているというのが分かりました。資料は、色分けされていて分かりやすいものでした。双方の主張を聞いて、双方から提出された資料を見て、ここが争うところかなというところが分かりました。その後、証拠調べの中で事実関係がここどこが違うということに気がつきました。

## 4. 量刑評議について

### 司会者

次のテーマである量刑評議に入りたいと思います。

今回参加された皆さんが担当された事件の判決は、全て有罪判決でした。評議

では、有罪判決を前提として、どういった刑を被告人に科すのが相当かといった評議をしていただきました。皆さんには、裁判官から説明された基本的な量刑の考え方について理解ができたかという点と評議の中で自分の意見を言えたかという点についてお聞きしたいと思います。

## 5番

始めはどういうふうに刑が決まるのか疑問に思っていました。評議の中では、過去の判例を見ることで、担当した事件に内容に近い判例から、ある程度の刑のラインを見ることができました。これを基に裁判員と裁判官が、それぞれ自分の意見を述べた訳ですが、私は、一人の命が失われたことへの責任が、どういう量刑で決まるのかということに、すごく関心を持っていました。被害者の母親は、被告人には重い刑を望むと述べていました。評議の中では、みんなが十分に意見を述べ、それが集約された形で結論が出たと思っています。

## 司会者

刑を決めるにあたっての基本的な考え方は、被告人がどういう行為をしたのか、どういう犯罪の結果が生じ、どのような考えで被告人が犯罪を行ったのかを中心に考え、指導監督する人の有無や被告人の反省の程度は調整要素として考えていくということになります。このような考え方については、皆さん理解できましたでしょうか。

## 2番

先ほど5番の方もおっしゃったように、過去の判例だと量刑がこのくらいというデータが示されたことは印象に残りました。量刑を決めていく中で、データがあることで、型にはまってしまっていた気がします。過去の量刑は本当に良かったのかということをもっと考えなければならないのかなど。量刑を真剣に考えていく中で、単に過去の量刑がこのくらいという数値を出されたときに、本当に大事なことを考えないような気がしました。建設的な意見を言えば、例えば、ポイントのような、数値で判定していくというの必要なのかなとは思いました。データがあると、その域から脱しないのではないかと、過去の判例に倣ってばかりでは駄目ではないかというのは多少感じたところです。

## 6番

量刑を決めることは、被告人の人生を左右する一歩を決めてしまうことになるので、皆さんかなり頭を悩ませたのではないかと思います。私が参加したチームでは、裁判官から細かく説明がありましたし、疑問に思うところも積極的に質問することができました。量刑のデータは見せられましたが、裁判官からは、これにとらわれることはないという説明もありましたので、何回も何回も悩んで自分の意見を定めることができました。

### 3番

多分、量刑を考える際に、皆さん悩んだのは一緒だったと思います。ここで学んだことは、事実に基づいて判断をしてくださいということだったのですが、もし、過去のデータを見ないで量刑を決めたら、検察官の求刑に近づいたのではないかと感じました。

今後の取組として、まずデータを見ないで量刑を一回出して、その後、過去の判例を学べば、自分の判断と何が違うのかが分かって良いのではないかと感じました。あと思ったのは、個々の事件によって違うのかもしれませんが、初犯というだけで罪が軽くなるというのはどうかと。事件によっては、初犯も再犯も関係ない場合もあるのではないかと感じました。

### 4番

判例がないと量刑は決められないとは思いました。皆さんそうだと思うのですが、量刑を決めるときには悩みました。評議の場では、後悔しないように皆さん一人一人意見が言えていた感じはしました。基本的な考え方を知らなければ、被害者感情に流されていた気がします。

### 1番

私が担当した放火事件では、自首が認められる場合、刑が軽くなり、執行猶予が付けられるということだったのですが、一度どういった刑が妥当かについて意見を言った後に、グラフ等で過去のデータを見たので、データは一つの判断材料ではありましたが、いろいろな意見を出した中で、判断することができたと思います。

### 司会者

法曹関係者からご質問はありますか。

### 渡邊裁判官

5番さんと2番さんと3番さんのお話しの中で、過去の判例を見ながらというお話しがありましたが、その資料は、個別の事案について量刑が何年だったというものだったのか、1番さんがおっしゃっていた量刑データのグラフだったのかを確認させていただいてよろしいですか。

### 2番

グラフでした。

### 渡邊裁判官

みなさんグラフでということよろしいですか。

### 3番及び5番

はい。そうです。

## 渡邊裁判官

その上でのご質問なのですが、グラフを見ないで判断しても良かったのではないかという趣旨のご意見もありましたが、仮定の話になってしまいますが、グラフを示さないで、量刑を考えましようとなった場合に適切な考えを導くことができたかどうかという点について、皆さんの印象や感想をお聞かせください。

## 2番

うまく表現できないのですが、例えば、自動車を売却する場合の値段を決めるときには、走行距離やキズの有無など、いろいろなポイントがありますよね。そういう具体的な数値で、妥当でないのかもしれないかもしれませんが、ポイントである程度の量刑の形は決められることができると思うんです。理想の量刑は、感情ではなくて、誰でも納得できるというものが、あるべき量刑だと思ったのですが、そうなったときに、感情だけで決めるではなくて、数値化できるようなものは多少は使って、それを基準に修正すれば良いのではないかと思いました。人の感情や過去の判例ではなくて、誰もが納得できるところに結論を持っていくのが理想だと思いました。

## 5番

人が人を裁くということは、物の値段を決めるということと同じではないと思います。裁判官のような専門家ならいざ知らず、法律など詳しく知らない一般市民の私たちが、裁判所から突然呼ばれて、こういう事件ですと突然言われ、それが生活の中に入ってくるんですよね。詳しい内容は家族にも話せない訳ですから、自分自身の中でそれを処理していこうと考えたとき、本当に大変な思いをしました。もし、判例を示されなければ、量刑が10年の人も、20年の人も、あるいは極刑も出てくるのではないかと思います。そうなれば、裁判そのもののシステムが崩れてしまうと思います。

評議の中で、グラフを出されたときに殺人事件なのにこういう刑で良いのかどうかと思いました。被害者の母親が涙ながらに訴える姿などは、私たちの感情に訴えてくるものがありました。それに流されてはいけないことは重々理解していますが、あのグラフを示されてしまうと、自分たちが参加することで、何を求められるのだろうかと考えさせられもしました。しかし、故意や間違い、また被告人の反省などいろいろな要素を過去においても検討された形があのグラフでありますので、それを示されたことで、興奮した気持ちが冷静さを取り戻して、評議に臨むことができるようになりました。

## 3番

私たち一般市民が裁判員に選ばれてきたのは、プロではない人から見た評価を反映されるということがあるかと思えます。私は裁判長に、グラフとかけ離れた量刑では駄目なのかと聞いたのですが、あまりかけ離れてしまうと不公平になっ

てしまうという説明がありました。ただ、参加している私たち一般市民には、とらわれないで見た場合どうなるのかということを探られていると思っています。ですから、最初はあるがままの事実で各裁判員が結論を出して、その後、過去の例を参考に量刑を決めていけば良いのではないかと強く感じました。

## 5. 精神的負担について

### 司会者

3つめのテーマである精神的負担について御意見を伺います。精神的負担については、法廷で見たり聞いたりした証拠そのものについて精神的負担を感じたかという観点と、裁判員あるいは補充裁判員として参加したことでの精神的負担があったかという観点の二つの点があると思いますが、これらについてはいかがでしょうか。

### 5番

精神的負担は確かにありました。最初、法壇の上に座ったとき、被告人と目が合ったらどうしようとか、顔を覚えられたらどうしようという気持ちがありました。ただ、もっと精神的負担に感じたのは、今回の事件をどれだけ冷静に受け止めることができるだろうかということに負担を感じました。選ばれたからには自分の責任を果たすべきですので、検察官と弁護人の意見をしっかりと聞いて、それに対して自分の意見をしっかりと述べ、責任を果たすことができれば良いと思っていました。

### 6番

被害者の人生も掛かっていますし、加害者の人生も掛かっていますので、自分に何ができるのだろうかという不安が一番最初にありました。事件の内容について迷ったときは、翌日チームの中に入るまで、あれやこれや迷いながら、家族でも他言ができないので神経は使いました。

証拠調べでは、遺体の写真や凶器も見ましたが、私の場合は冷静に見ることができたと思います。とらえ方は人によって異なると思いますが、裁判員を選任するときに、そういうものが苦手な方は辞退されたと思います。ニュースで裁判員が具合が悪くなったというのも聞いていましたので、かなりひどい写真を想像していたのですが、そういう写真ではなかったので冷静に見ることができました。そういう意味では、かなり配慮していただいているのかなと感じましたし、負担は全然ありませんでした。

自分の力の無さと、知識の無さを感じ、また、裁判所に来るまで事件の内容について誰にも話せないという辛さと、被害者側も加害者側もこれからの人生のスタートがこれで決まるという重圧が、何もできない自分にも掛かってきたので、

裁判官は重圧がものすごく掛かっているというのをかけら程度でしょうけれども経験させていただき、どんなに大変な仕事かを垣間見ることができました。

## 8番

精神的な負担はそうは感じませんでした。帰宅する際には、資料を評議室に置いて帰るのですが、時々、あれはどうだったかなということを思い浮かべるくらいでした。先ほどの方もおっしゃっていましたが、法廷で当事者の顔を見たり意見を聞いて、これは心して聞いて判断しなければならないなど、その時に精神的に重いものを感じたくらいでした。

## 1番

P T S Dとか精神的に負担があったというニュースの影響がすごく大きくて、始めはすごく心配でしたし、親からも断りなさいとも言われました。担当することになる事件が、誰も亡くなった方がいない事件だと聞いた時にはほっとしました。拘束時間も、朝から晩までの長い時間だと思っていましたが、実際は負担になるような長さではありませんでした。みなさんと真剣に評議して出した結論であったので、そんなに負担は感じませんでした。

## 2番

事件の内容的にも、そんなに精神的な負担にはなりませんでした。自分の中では、納得する量刑の出し方として、何か良い方法がないかと真剣に考えましたが、精神的に追い込まれるほど苦痛だったということはありませんでした。

## 3番

裁判に参加しているときは、負担に感じることはありませんでした。たまたま裁判が終わった後、人間ドックに行ったのですが、血圧の数値が通常より上がっていましたので、ストレスは感じていたのでしょうね。

## 司会者

その後、体調は大丈夫ですか。

## 3番

大丈夫です。

## 4番

法廷で、被告人の姿や傍聴席を見て、一気にプレッシャーを感じました。それ以外はプレッシャーに感じることはなかったのですが、裁判員になったときに、会社の方からは頑張っておいでと温かく送り出されたのですが、戻ったら仕事が減っていないくて、その仕事をこなすことが大変でした。

## 司会者

法曹関係者からご質問はありますか。

## 湯川検察官

私自身が担当した事件で、具体的には、5番さんと6番さんと8番さんの担当された事件で、現場の写真や凶器を証拠として提出していました。現場の写真では血がどのくらい広がっているのかが分かる写真や、凶器もよく見ると血が付いているという状態の物で、日常から離れた、人によってはかなりショッキングな証拠が法廷に出てきている訳ですが、これが例えば、カラーになったり、写真の量がもっと増えた場合、もっと印象が強くなると思うのですが、見ることで負担になることはなかったのでしょうか、それとも、もしそれがカラーで量が多かったら負担になったのでしょうか。この点について感想をお聞かせください。

## 5番

私が見た証拠の写真は白黒でしたが、カーペットに広がった血液の量を見たら戦慄を覚えました。ちょっとどころではなく、かなりの量でしたので。カラーであればもっと鮮烈な印象になったでしょうが、白黒でも事件の重大さは十分に理解はできましたし、その配慮は適切だったと思っています。

## 6番

凶器には若干血液が付着していましたが、人によりけりでしょうが、私の場合は大丈夫でした。証拠写真もカラーでしたが、怪我の度合いを見る形の写真で、たぶん配慮されていたためか、部分的に写されたものでしたので、見ても平気でした。

## 司会者

6番さんの事件では、全部がカラーの写真ではなくエンボス加工をしたものだったのでしょうか。

## 湯川検察官

御遺体の上半身と下半身を別々に撮影し、かつ白黒で提出したものだったと思います。

## 司会者

やけどについては、やけどそのものの色ではなく、白黒にして提出されたものでしょうか。

## 湯川検察官

そうだったと記憶しています。

#### 司会者

続いて8番さんはいかがでしょう。

#### 8番

私が担当した事件では、犯行が一部始終映っている防犯カメラの映像を証拠として見ました。この映像を見たことで、事件の概要を8割方理解できたので重要な証拠だったと思います。被害者を刺すところも映っていましたので、それでショックを受けられる方もいたかもしれませんが、大変重要な証拠だったので、全然問題はなかったというのが私の意見です。

### 6. これから裁判員になられる方へのメッセージ

#### 司会者

最後になってまいりましたけれども、お一人ずつお聞きしたいのですが、裁判員、補充裁判員に選ばれる前は、裁判員裁判についてどのような感想を持っていて、その後、実際に体験して、同じだったのか、あるいは大きく変わったのか、そのようなことを踏まえて、これから経験するであろう県民の方々に対するメッセージがございましたら、順次お聞かせいただけたらと思っております。1番の方からお願いいたします。

#### 1番

やはりニュースから受ける情報が、私たちにとってはすごく大きくて、参加する前は、できれば選ばれたくないという気持ちがあったと思います。参加してみて、丁寧に説明していただきましたし、時間的に拘束もそんなに負担になるほどではなかったです。母親世代になると精神的負担も大きいとは思いますが、若い方にはぜひ参加してほしいなと思いました。

#### 2番

最初、裁判員の連絡というか、抽選で決まったわけなのですが、その前にいただいた資料では、特に専門的な知識は必要ではないという案内があって、少しは安心していました。でも、メディアから入ってくる情報からすると、きっと大変なんだというように思っていました。ただ、一般市民の感覚を持って話をすれば十分なのかなと思いました。だから、そんなに苦痛ではなかったです。それと、今回裁判員に選ばれて、会社に申し出たときに、非常にめずらしいねと話されました。先ほど、5年前に施行されたという話でしたが、まだまだ経験されていない人がたくさんいるのだなと感じました。今後も制度が続く限り、老若男女、考

え方が偏ることのないように年齢層も幅広くいろいろな人に参加してもらって、進んでいけばよいと感じました。

### 3番

貴重な経験をさせてもらいました。より多くの人を経験することが大事なのではないかと感じました。

### 4番

選ばれるまでは、報道などでも、選ばれることは珍しいと聞いていたので、自分が一生選ばれることはないだろうと思っていたので驚きました。今は、すごく良い経験をしたと思っています。

### 5番

まず、すごく大変だろうと思っていました。知識とか事前の勉強とか、それを経てから入っていくのかなと思っていたのですが、そういうことはなく、無事に過ごすことができましたので、これは大変素晴らしい制度だと思いました。それから、アメリカ等の陪審制度とは文化的に土壌が全く違うわけですから、もっともっと広く国民や県民の方に広めていくことによって、人間というものをもっと深く知ることができるのではないかと思います。そして、公平に、公正に、被害者にも加害者にも、その立場に立って物事を考えることにより、公平性、公正性が実現できると考えましたので、ぜひともこの制度は拡充してほしいと思っています。

### 6番

裁判員制度を知ったときは、ぜひ一度経験したいと思っていましたが、実際に選ばれたときは尻込みをしてしまいました。知識はないし、法廷で加害者と目があったらどうしようとかいろいろなことを考えました。ただ、いただいた資料に知識はいらないと書いてありましたので、安心しました。分からないところは全て裁判官に質問して教えていただきながら、チームの方々と常に評議の時間だけではなくて、休憩時間のときにも意見交換ができました。貴重な時間をいただき、ありがとうございました。

### 8番

去年11月に最高裁判所から裁判員候補者名簿に載りましたという書面と、裁判員制度の小冊子とDVDが送られてきました。そのDVDは裁判員裁判の流れが分かりやすく良くできていて、3回は見ました。でも、そのときは、自分が選ばれるとは思っていませんでした。そして、裁判員を選ぶ手続のために仙台地方裁判所に来たわけですけれども、裁判員候補者70人の中から裁判員6人、補充裁判員3人が選ばれ、私はその中の1人に選ばれました。そのときに思ったのはDVDで見た流れと同じだということでした。それから、感じたことは、裁判所

職員の方々が私たちに気を遣ってくれて、何らストレスを感じることなく、裁判に臨めたことはありがたく思いました。聞くところによると、県民の有権者8600人に1人の割合で裁判員に選ばれるとのことですが、選ばれたら名誉なことだと思って、自分の経験、意見や思いを評議の中で話していただければ、より良い裁判ができるのではないかと考えました。ありがとうございました。

## 7. 法律関係者からの感想

### 司会者

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聴きして、どのような御感想をお持ちになったかを伺って、意見交換会を終了したいと思います。

### 湯川検察官

私を始めとした検察の人間としては、裁判において、どれだけ真実に近いものを法廷に証拠として出して、ご理解いただくかということ常々苦心しています。その観点から、冒頭陳述の在り方、証人の選定、証拠の出し方に関して、いろいろな事件を経験されました本日の参加者の方々から、貴重な意見を伺ったと思っております。これを参考にして、検察としても職務に励んでいきたいと思っております。

### 阿部弁護士

私どもは、基本的には被告人の立場に立って、活動をするものです。争わない事件においては、最初から圧倒的に不利なところから、どのように戦っていくかに悩みながら活動しています。そして、特に量刑ですが、今日お聞かせいただいで、裁判員の方も悩んでおられるなというのが印象的だったと思います。私どもは、当初ですが、裁判員の方が量刑を決められるのかどうかについて、弁護士会としても危惧を持っておりまして、その一方で、過去の裁判の量刑のグラフについて、裁判員の方からの意見がありました。これまでのものが本当に妥当なものかどうかということは、我々も思っております。そういう意味で、裁判員の方々が現場でいろいろと悩んでおられるということで、まだまだこの問題というのは解決が難しいのしょうけれども、これからも考えていかなければならない問題だということを改めて考えさせられました。

### 渡邊裁判官

本日は貴重な御意見をたくさん頂戴したと思っております。量刑評議について、関心がありまして質問させていただきました。評議を進めるうえでも、量刑の考え方について理解し、相当な刑を導き出すことは、難しいことだと思っております。それだけに適切な説明をしなければいけないのだろうなとところを実感し

ているところですが。

量刑のグラフの話がありまして、その場面で、多少ご説明しようかなと思ったのですが、評議の際に説明をされておりますので、省略したのですが、念のため申し上げますと、グラフは他の類似事案の量刑との公平性ですとか、あるいは、意見を出しやすくしていただくためのツールのような位置付けで考えております。決して、示された枠の中で考えてくださいということではなく、拘束力はありません。あくまでも参考資料という扱いですということは、量刑に関する評議に入るに当たって、その基本的な考え方を説明させていただいていると思っております。

ただ、データありきということではなくて、どうして同じ罪名の中でもタイプによってはグラフの山が分かれてくるのだろうかといったあたりも見ていただきますし、どうしてそのように山ができてくるのだろうかというところも一緒に考えて、御意見をいただきながら、進め、裁判所としても適切な量刑を導くために頑張っているところでもあります。貴重な御意見を本日頂戴しまして、早速、実務に反映させていきたいと考えております。

## 8. 報道機関からの質問

### 司会者

それでは、本編の方はここで終了いたしまして、記者の皆さんから質問をしていただきます。

### 毎日新聞社

今後、裁判員に選出されてから判決がでるところまでの流れの中で、改善が必要だと思ふ点があればお聞かせください。

#### 1 番

特に思い当たりません。

#### 2 番

先ほども少しお話しましたがけれども、私自身、答えを持っていませんが、量刑について、なるほどなと誰でも納得いくような量刑の出し方というものがあるといいなと感じました。

#### 3 番

初めての経験なので、何をどのように変えるほうがよいのかというのは難しい質問なのですが、先ほども申しましたように、量刑のところ、過去の判例というものと、自分たちの量刑との差異が分からないので、逆に、そういうものに流

されてしまうのではないかなと。ですから、一度、ある程度審議した中で自分の量刑を出して、その後で、もう一度過去の例を見て、その差は何かというのを分かった上で、もう一度審議をして量刑を出していったほうがよいのではないかなと思いました。

#### 4番

私も特に思い当たらないのですが、ただ、テレビを見ていたりすると、私の場合は3日間だけ裁判所に行けばよかったですけれども、それ以上だといろいろと都合をつけなければいけなかったりするので大変だろうなと思いました。

#### 5番

私も初めての経験でしたので、概ねこの流れで良かったと思っています。

#### 6番

私も思い当たるところがなく、この流れだったからこそ、無事にやれたのかなと思います。分かりやすく説明をしていただき、意見交換も各々が積極的にできて、そして、量刑に関してもみんなで真剣に話し合った結果出せたなと思っています。改善点は今のところ思い当たりません。

#### 8番

少しこうして欲しいなと思うところは、検察官や弁護人から出た資料を法廷で目を通すのですが、評議室に戻ってくると裁判員の皆さんと意見交換をすることになります。提出された資料は評議室から持出しできませんので、評議室にいる時間の中に、意見交換の時間以外にも資料を読み解く時間があれば、より良く理解できたかなというのが感想です。もし、改善できるのであれば、そのような時間を設けてもらえると助かると思います。

#### 毎日新聞社

先ほど、初めての経験だったとか良い経験だったというお話がありましたけれども、もし、仮に、裁判員を募集しますとあった場合に、自分から手を挙げてやりたいというほど、司法に、裁判員裁判に関心があるという方がいらっしゃいますか。

(5番と6番が挙手)

#### 東北放送

本日は長時間お疲れ様でした。長時間意見交換が行われた中で質問しづらいのですが、皆さんの意見や議論を聞いていますと、制度上の守秘義務があることから、上辺だけの議論に聞こえてしまって、例えば、どういう議論を経てどうように判断したのか、その中で裁判官がどのように助言して、どのように説明してくれたのかというところが、我々報道だとか裁判員を経験したことのない方が

非常に知りたいところだと思うのですが、そういうところは守秘義務があって話せないという現状があります。

被告人のプライバシーだとか個人の発言を特定しないような形であれば、もう少し守秘義務を緩和して、もっと闊達に議論してもらって、その内容を今後の運用に活かせば、もっと実りのある意見交換会ができるのかなと思いますし、もう少しこの守秘義務を緩和することができないものかと思うのですが、裁判員の方の立場からは、この守秘義務についてどのように考えていますか。例えば、身の回りの家族の方にも話せることが限られてきているわけです。そういう中で、裁判員を経験されて、緩和してもよいのではないかという思いがある、もしくは、このままで良いのではないかという思いがある、その辺をお伺いできればと思います。

#### 1 番

守秘義務はどこまで話して良いのかというのはあると思いますが、裁判は公開されて行われているので、裁判が終わり会社に戻ったときにいろいろと聞かれたことはありましたし、自分の気持ちを話す分については良いのかなと思っているので、その辺については、特に制約があったという感じはしていませんでした。

#### 2 番

私は、初めから話さないのが当然という感覚でいたので、特に苦痛には感じませんでした。

#### 3 番

守秘義務については非常に難しい質問なので、答えられません。ただ、裁判が終わってから時間が大分経過しているので、この場で何を話したらよいのかということについて、大分忘れていきますので実体とかけ離れた部分もあるかもしれません。感じたことは、量刑を決めるときの裁判員裁判の悩みにあると思います。

#### 4 番

守秘義務がどこからどこまでというのは、自分自身が十分理解できていないところがあります。会社に戻って、会社の人からどうだったと聞かれたときに、裁判所の人からどんどん話していいですよと言われたように思っていたので、どんどん話したつもりだったのですが、ただ、会社の先輩の一人から、どうやって決めたのかと聞かれたときに、それは言えないと思うと答えたところ、そこが聞きたかったのにと言われて、すごく困りました。

#### 5 番

今、4番の方がお話されたように、第三者の方々は、どうやって決まったのかということに関心があるみたいです。それを、例えば、この会で、裁判での実名や具体的な例を抑えて話したとしても、昨年から見てもここ一年のことです。そ

れで報道関係者は察しがつくと思うのですね。それで、結局、立場が違いますから、私どもがいくらそのような言葉を抑えたとしても、それで察しが付くと、その話が一人歩きして、今はネットの時代ですから、いろいろな意味で世に出てしまうと、裁判に関わった被害者や加害者の基本的人権を犯してしまうことにもなりかねないと私は考えています。ですから、一番大事なところの量刑に関しては、きちっと外には漏らさないような努力をしていかないといけない。こういう場所においても、最低限のところは守らざるを得ないということは、報道関係の方々もご理解いただかないと上手くいかないような気がします。私としては、守秘義務について、自分の中で押さえていたつもりで、今日までおります。

## 6番

私も5番の方と同じ意見です。公開の裁判なので、法廷内で公開されている部分は話してもよいということでした。ただ、どういう事件に関わったとかは公開される部分とされない部分があるので、ある程度裁判のけじめがつくまでは、守秘に徹しました。それが辛いかというより、裁判が進むうえで自分の考えが合っているかどうかというのはチームの中の人としか共有できない話題ではあるので、その辺は思い悩む部分がありました。ただ、被害者や加害者の人権的な問題もありますし、そこは守秘義務は必要かなと思います。

## 8番

4番の方がお話したと思いますが、裁判は公開ですので誰でも傍聴できます。ただ、それを評議する評議室の中の裁判官や裁判員の皆さんの意見は守るべき秘密だなと思いました。妻にいろいろ裁判のことを聞かれたので、妻に一度傍聴に来ることを勧めました。そうしたら、妻が傍聴に来ていました。家に帰ってから、妻に感想を聞くと、妻は、なかなか厳しいものだねと言っていました。それ以来、妻から裁判について聞かれることはありませんでした。ぜひ、皆さんも一度法廷に足を運んで実際に裁判を見ていただきたいというのが実感です。

## NHK仙台

8番の方にお聞きします。実際に犯行自体は防犯カメラに捉えられていて、それは疑いようがなかったとお話されていきました。実際に裁判で争点となったのが、責任能力の有無という心の面で、それはなかなかカメラとか外見的な部分には現れないという難しい判断を迫られた中で、精神障害について、双方のお医者さんから説明があったけれども、それぞれ違う意見を述べられていて、あまりに真逆だったというご経験をお聞かせいただきました。精神障害について、双方のお医者さんが説明していたことが分かりにくかったということに関して、どういった点が分かりにくかったのでしょうか。病気の影響でこういう行動をするのかとか、精神障害と犯行の因果関係が分かりづらかったのかという点だったのでしょうか。

## 8番

難しいご質問で、私自身も分からなかったのですけれども、一番やはり拠り所となったのは、犯行のときの被告人の行動が、通常ならば人を刺せば驚くところが、人を刺して放心していた状態が映っていました。被告人の行動を見て、なおかつ、双方のお医者さんの意見を聞いて、腑に落ちるところと落ちないところがあったので、それは自分で評議の場で意見を述べさせていただきました。これでよろしいでしょうか。

## NHK仙台

双方の専門家のお医者さんが、それぞれ違う見解の意見を述べられたこと自体は、どのように思いましたか。

## 8番

検察側と弁護側のお医者さんが、それぞれ違う見解を述べるのは当然ではないかと思いました。

## 共同通信社

いろんな市民の方が参加される中で、議論の得意な人とそうではない人がいるかと思いますが、そういう中で声の大きい人がたくさん話すことになったり、それが大きく反映されることになったりするとか、話し合いの難しさがあるのかどうかについて、意見のある方で結構ですのでお願いいたします。

## 2番

私は人前で話すのは苦手ですけれども、ちょうど、本日、司会をされている方が裁判長でした。それで、話していく中で感じたのは、皆さんへほとんど順番に聞いていかれるので、話す機会が平等にありました。それと、迷ったりとか話に詰まったりしたときは、ときどき助け船を出してくれましたので、話す中では苦痛だと感じることはありませんでした。

## 5番

2番の方がおっしゃたとおりです。今日の会のような流れの感じでした。確かに、声の大きい方、引っ込む方もおられましたけれども、皆さんに平等に均等に、時間がかかってもじっくりお互いの話を聞いて評議がされていたことは、本当に素晴らしい経験をさせてもらったと思っています。

## 司会者

改めまして、本日はお忙しいところ、意見交換会に御協力いただき、誠にありがとうございました。貴重な御意見をたくさん伺うことができました。私たちもさらにより良い裁判員裁判の運営を目指して頑張って参ります。今日の御意見を参考にして、勉強を続けていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

以 上